

妊娠、出産、育児に関する各種法律での定め

平成22年4月施行の雇用保険 育児休業給付制度改正ならびに平成22年6月施行の育児・介護休業法改正を含めて作成しています

	労働基準法						育児・介護休業法 (平成22年6月30日改正)					男女雇用機会均等法	
	就業関連			母性保護関連		雇用関連	5条 6条	16条の2	16条の8	17~20 条	23条1項 24条1項	9条	12条, 13条
	64条の3	65条 3項	66条 1~3項	65条 1,2項	67条	19条							
妊娠													
(出産前14週間...多胎妊娠)													
出産前6週間		軽易業務への転換											
出産日	危険有害業務の就業制限		時間外労働・休日労働・深夜業の制限	産前休暇 産後休暇	労働時間を超える労働の禁止 変形労働時間制(フレックスタイム制除く)下の法定	雇用禁止						解雇・不利益取り扱いの禁止・無効	健康管理措置(通院時間の確保・医師の指導に基づく措置)
出産後8週間													
産後休業後30日間													
子の年齢(1歳)							育児休業	子の看護休暇(予防接種・健康診断も可)	所定外労働の免除	時間外労働の制限・深夜業の免除	勤務時間の短縮等の措置		
子の年齢(3歳)									努力義務				
小学校就学の始期									努力義務				

産後8週間は女性は就業できませんので(6週間経過後は条件を満たせば可能)、産後8週間以内(点線矢印部分)については、主に男性を対象とした法律の定めとなります。

① 保育所に入所できないなど一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業が可能。
② 父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を1歳2ヵ月まで延長。

出産・育児に関して給付されるもの（協会けんぽの場合）

【法律の定め】		妊娠中	出 産	子1歳	子3歳	
労働基準法等	法的対応	通院時間の確保 医師の指導による措置	産前休暇 (6週間、多胎妊娠は14週間。 出産予定日から起算)	産後休暇 (8週間、出産の翌日から 起算)	育児休業 (1歳まで。要件を満たせば 1歳2ヵ月または1歳6ヵ月まで) 育児時間 (1歳まで) 医師の指導に基づく措置、健康診査の時間 所定外労働免除・時間外労働／深夜業 の制限、育児短時間勤務	育児短時間勤務 (3歳まで) 所定外労働免除 (3歳まで) 時間外労働制限、深夜業免除、 看護休暇 (小学校就学始期まで)
	社内手続き ※各休業等の開始前、 申出者からの書類提出 が必要です		産前産後休暇届 育児休業対象児出生届 (※1 表下参照)	育児休業申出書 (会社より「育児休業取扱通知書」を交付)	育児のための所定外労働免除申出書 / 育児・介護のための時間外労働制限申出書 育児・介護のための深夜業制限申出書 / 看護休暇・介護休暇申出書 育児短時間勤務申出書 (会社より「育児短時間勤務取扱通知書」を交付)	
【各種給付など】						
健康保険 (協会けんぽの場合)	給付		出産手当金 標準報酬日額の3分の2 (出産予定日より遅れた日についても支給される) 出産育児一時金 1児につき42万円(※2) または39万円 ※2 産科医療保障制度加入医療機関での分娩の場合	保険料免除 (育児休業中、最長で子が3歳に達するまで。 具体的には、育児休業等の終了日の翌日が属する 月の前月まで)	育児休業終了後の報酬月額変更可能(※3) (育児休業等の終了日の翌日の属する月以降 3ヶ月間の報酬月額の平均が1等級でも下が れば月額変更できる)	
	手続書類		出産手当金支給申請書 出産育児一時金請求書	育児休業等取得者申出書	育児休業等取得者終了届 育児休業等終了時報酬月額変更届	
厚生年金	給付			保険料免除 (育児休業中、最長で子が3歳に達するまで。具体 的には、育児休業等の終了日の翌日が属する月の 前月まで)	養育期間の報酬月額特例措置 (上記※3に加え、子が3歳に達するまでの期 間は、養育を開始した月の前月の標準報酬月 額により年金額が計算されるので、報酬が下 がっても年金は下がらない)	
	手続書類			育児休業等取得者申出書	育児休業等取得者終了届 育児休業等終了時報酬月額変更届 養育期間標準報酬月額特例申出書 養育期間標準報酬月額特例終了届	
雇用保険	給付			育児休業給付金 H22年4月開始分より、育児休業期間中に、休業開 始時賃金日額の50%を支給。 ※H22年3月以前に開始した育児休業については、育児休 業基本給付金30%+職場復帰6ヵ月後に育児休業職場復 帰給付金20%として支給される。	育児休業職場復帰給付金 ※H22年4月以降は廃止。H22年3月末までに開始 した育児休業については、職場復帰6ヵ月後に休業 開始時賃金日額の20%を支給。	
	手続書類			休業開始時賃金月額証明書 育児休業給付受給資格確認票 育児休業基本給付金支給申請書	育児休業者職場復帰給付金支給申請書 (H22年3月末までに育児休業を開始した場合 に必要)	

※1 書類名『[育児休業・育児のための所定外労働免除・育児のための時間外労働制限・育児休業のための深夜業制限・育児短時間勤務] 対象児出生届 』

※ 平成22年4月施行の雇用保険 育児休業給付制度改正ならびに平成22年6月施行の育児・介護休業法改正を含めて作成しています。